

第三者委員会設置に関するお知らせ

当社は、当社連結子会社であるJR九州高速船株式会社（以下「JR九州高速船」という）において発生した安全確保の体制に重大な疑義を生じさせる事案を厳粛に受け止め、関連する事実関係の解明と再発防止策の策定のために適切に対処すべく、本日開催の取締役会において第三者委員会を設置することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 概要

2024年8月6日に国土交通省によるJR九州高速船に対する監査が実施されたことに起因し、翌8月7日に当社によるJR九州高速船へのヒアリングを行った結果、JR九州高速船が運航する船体（以下、「本件船体」という）への浸水が認められたにも関わらず、国土交通省への報告を怠ったほか、浸水を検知しにくくなるよう本件船体に備わる浸水を検知する警報センサーの位置をずらしていた疑い等の安全確保の体制に重大な疑義を生じさせる事案（以下、「本件事案」という）が判明いたしました。

本件船体の浸水については、浸水量が増加した時点で運航を停止して修理を実施し、2024年7月に国土交通省による検査を経ており、現時点では、浸水は認められておりません。

しかし、本件船体に浸水は発生していないとはいえ、上記のとおり、国土交通省に対する報告懈怠や警報センサー位置の操作の疑い等に照らし、当社としては、JR九州高速船の安全確保の体制について徹底的な検証と再構築が必要であり、それなくして運航を再開することは、お客さまに対して公共交通機関としての責任を果たすことができないと判断し、自主的な措置として8月13日よりJR九州高速船のすべての事業を停止しております。

2. 第三者委員会の設置目的

本件事案について、発生原因も含めた関連する事実関係の解明と安全確保の体制の再構築のため、客観的且つ独立した立場から本件に関する調査を実施し、また、調査で判明した事実を踏まえた再発防止策等に関する助言を受けることを目的として、外部の専門家で構成する「第三者委員会」を設置することといたしました。

3. 第三者委員会の構成（敬称略）

委員長 尾崎 恒康 弁護士（弁護士法人西村あさひ法律事務所 法人社員）

委員 田中 庸介 弁護士（弁護士法人田中法律事務所 代表社員）

委員 関根 博 トーマス・ミラー株式会社 シニア・ロス・プリベンション・ダイレクター
各委員とも当社との間に独立性に影響を及ぼすような関係や取引はございません。

また、上記委員のほか、西村あさひ法律事務所・外国法共同事業の弁護士が調査を補助します。

4. 第三者委員会の設置日

2024年9月3日

5. 今後の対応

当社は、本件事案に関する第三者委員会の調査に対して全面的に協力し、当該委員会からの報告書を受領した時点で速やかに公表いたします。

また、本日現在継続して実施されている本件事案に関する国土交通省による監査にも、誠実かつ適切に対応してまいります。

6. 業績への影響

現時点では、本件事案が当社の連結業績に与える影響につきましては軽微であると認識しておりますが、今後開示すべき事項が生じた場合は、速やかにお知らせいたします。

本件事案により、お客さま、株主・投資家の皆さまをはじめ多くの関係者の皆さまに多大なご迷惑をお掛けしますことを深くお詫び申し上げます。

以 上